

法人市民税納付書 ご利用の手引き

1 記入方法

① 所在地及び法人名

法人の本店又は主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載してください。

法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記してください。

② 年度

申告納付する月の属する年度を記入してください。

(例) 令和8年3月以前に申告納付を行う法人→ 7

令和8年4月以降に申告するが、それ以前に見込納付を行う法人→ 7

令和8年4月以降に申告納付を行う法人→ 8

③ 事業年度

決算期の年月を記入してください。

(例) 令和8年4月決算期→ 8 | 4

④ 申告処理

次の表のとおり記入してください。

申告区分	当初	修正
予定申告	10	—
中間申告	20	—
退職年金等積立金申告	25	—
見込納付 ※	29	—
確定申告	30	31
清算予納申告	40	—
残余財産分配予納申告	50	—
清算確定申告	60	—

※ 見込納付は、法人税法第75条の2第1項の規定に基づき申告書の提出期限が延長された法人が3月末日までに納付する場合（1月決算期で申告期限が1月延長の法人や12月決算期で申告期限が2月延長の法人が納付する場合等）にのみ使用します。

⑤ 処理回次

記入は不要です。

⑥ 管理番号

大阪市における管理番号（8桁）を記入してください。管理番号は、本市から申告依頼状が送付されている場合は、同依頼状の一面右上箇所を参照してください。

なお、管理番号が不明な場合は、記入不要です。

⑦ 事業年度

事業年度開始年月日と事業年度終了年月日を記入してください。

⑧ 申告区分

該当するものを選んでください。

⑨ 法人税割額「01」

中間申告・確定申告・修正申告の場合は第 20 号様式の⑮欄の金額、予定申告の場合は第 20 号の 3 様式の④欄の金額を記入してください。

⑩ 均等割額「02」

中間申告・確定申告・修正申告の場合は第 20 号様式の⑰欄の金額、予定申告の場合は第 20 号の 3 様式の⑥欄の金額を記入してください。

⑪ 延滞金「03」

地方税法（以下「法」といいます。）の規定に基づく申告納付期限（以下「納期限」といいます。）後に納付される場合（修正申告により増加した税額を納付される場合を含みます。）は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金がかかりますので、次に掲げる計算方法により算出した金額を記入してください。

【令和 3 年 1 月 1 日以降】

税額に年 14.6%を上限として延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合）に年 1 %を加算した割合）に年 7.3%を加算した割合を、次に掲げる（1）から（4）の期間については年 7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年 1 %を加算した割合を乗じて計算した金額。

【令和 2 年 12 月 31 日以前（平成 26 年 1 月 1 日以降）】

税額に年 14.6%を上限として特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %を加算した割合）に年 7.3%を加算した割合を、次に掲げる（1）から（4）の期間については年 7.3%を上限として特例基準割合に年 1 %を加算した割合を乗じて計算した金額。

（1）期限内申告…納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（2）期限後申告…納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（3）修正申告… 納期限の翌日から修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

（4）更正・決定…納期限の翌日から法第 321 条の 12 第 1 項の納期限までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

※ 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。

また、その延滞金に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

※ 1 監査延長法人の延滞金について

法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき、申告期限の延長を受けた期間については、申告期限の延長による当該延長期間の日数に応じ、平均貸付割合に年 0.5% を加算した割合（令和 2 年 12 月 31 日以前（平成 26 年 1 月 1 日以降）は特例基準割合）を乗じて計算した金額がかかります。

※ 2 延滞金の控除期間について

法人税割の課税標準である法人税額については、相当期間が経過してから税額が更正・修正されることもあることから、詐欺その他不正の行為により法人市民税を免れた納税義務者が、更正が行われることを予知して修正申告を行った場合を除き、納期限の翌日から 1 年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除します。（法第 326 条第 2 項、大阪州市税条例第 14 条第 2 項）

※ 3 督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る本税・延滞金を完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。

⑫ 合計額「05」

「01」から「03」の合計額を記入してください。

2 納付書を利用するときの注意点

① **A 4 の用紙に印刷してください。**

納付書の外周の点線部に沿って切り取って利用してください。

また、**3 枚の帳票の法人名、税額等は必ず同一の内容を記入してください。**

② この納付書は、次の場所で利用することができます。

◎大阪市公金収納取扱金融機関

・全国の店舗で取り扱う金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

・大阪府内の店舗で取り扱う金融機関

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、一部の農業協同組合等

※取り扱う店舗には「大阪市公金収納取扱店」の表示があります。

・ゆうちょ銀行及び郵便局

近畿 2 府 4 県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に所在する

ゆうちょ銀行及び郵便局

◎市役所、区役所庁内の銀行派出所

◎市税事務所

※ **eLTAX** を利用して申告書を提出された場合は、クレジットカード、口座振替（ダイレクト方式）、各金融機関のインターネット（モバイル）バンキング・ATM により電子納税を行うことができます。ご利用できる金融機関は、**eLTAX** のホームページにてご確認ください。

- ③ 納税証明書が必要なときは申告書（控用）及び領収証書を持参してください。
- ④ 領収証書は5年間大切に保管してください。
- ⑤ 領収証書は、大阪市会計管理者、銀行等（大阪市指定金融機関、大阪市指定代理金融機関、大阪市収納代理金融機関）又は郵便局の領収日付印を押すことによってその効力を生じます。ただし、証券（小切手等）を使用する場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は完了しません。（手形・小切手の最終振出期限には十分ご注意ください。）